

令和6年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和6年3月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	欠
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

事務局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画について

議案第12号 浅口市農業委員会規程及び浅口市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する訓令について

日程第4 報告事項

報告第4号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第5号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和6年4月15日（月））

開会（午後1時28分）

議長 それでは、時間がちょっと早いようですが、会議を始めさせていただきます。

皆さん、ご苦労さまです。だんだん暖かくなってまいりましたが、また変な伝染病じゃないですけど、コロナの終わった後にインフルエンザ、インフルエンザの後にははしかが何か蔓延するんじゃないかということで、はしかはインフルエンザの4倍ぐらいの感染力がある、4倍から5倍の感染力があるというので、またトコジラミじゃない話も出てきたりしょうりますから、いろんなものが出てくるものだなと思っております。ぜひ気をつけていただきたいと思えます。

それから、農業のほうもこれから忙しくなると思えますが、機械による事故、こういうことがないように。私の知り合いもずっと前ですけど、機械に乗って下へ転落して3か月ぐらい入院したという人がおられますので、トラクターとか草刈り機等で事故のないようお願いしたいと思えます。

それでは、これより令和6年第3回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は11名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において3番友田委員、5番古川委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

515番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年3月15日提出。

番号515-1、鴨方町小坂西、畑、386平米。同じく2ほかといたしまして、田2筆、703平米、畑1筆、21平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 虫明です。

地図は2ページ、3ページ、4ページとなります。この譲渡し人がどうもいとかどうか親戚関係になるんで、そういうあれでもう話はできとったみたいです。何も問題がないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、516番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号516、寄島町、畑、23平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 12番梶原です。

議長 地図は5ページ、6ページになります。譲渡し人のほうが耕作放棄地ではないんですけれども、現在作物を作っていない状態で、譲受人の畑がその隣にありまして、その方が耕作するように話がまとまったそうです。問題はないかと思います。よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

事務局 続きまして、521番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号521、金光町地頭下、田、696平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

議長 地図は7ページ、8ページということになります。場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇のちょうど反対側ということになります。今まで未耕作というか耕作してなくて、売り地の看板を出しとったんですが、このたび譲受人が耕作するということで購入するものというふうに聞いてます。特に問題がないと思いますので、審議のほうよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、523番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号523-1、鴨方町六条院中、田、693平米。同じく2、鴨方町六条院中、田、79平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、私から補足説明をします。
位置図は9、10ページであります。523-1、2は〇〇〇〇近くで、〇〇〇〇より北に約100メートルのところに位置します。譲受人はこの地区の出身者で、523-1、2の近くも耕作しております。問題ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
ただいま説明をいたしました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。
続きまして、524番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号524、寄島町、畑、157平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は11ページ、12ページになります。場所はこれを見てみて分からないと思うんですけども、〇〇〇〇の近くの農免道沿いになります。〇〇〇〇地区の北側にあります。譲受人のほうがその譲受け地の南側手に家があり、その隣の畑もその譲受人が耕作していらっしゃるようです。譲渡し人との関係は親戚に当たるそうなので問題はないかと思われます。ご審議お願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
529番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますのでお開きください。
議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について。令和6年3月15日提出。

番号529、鴨方町六条院中、畑、481平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員 11番渡邊です。
位置図は13、14ページになります。この案件の場所は国道2号線、〇〇〇〇ちよつと東に行ったら〇〇〇〇があつて信号があります。そこから南へ1.5キロぐらい南に行った西側にあります。これは息子さんが実家の近くに家を建てるといふことでありまふ。土木委員、水利委員の承諾も得ております。問題ないと思われまふので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。
委員 質疑はありませんか。
委員 なし声
議長 質疑なしと認めまふ。
委員 それでは、この件についてご異議ありませんか。
委員 異議なし声
議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
522番の件について事務局の説明を求めまふ。

事務局 失礼まふ。議案書は4ページになりますのでお開きください。
議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年3月15日提出。

番号522-1、鴨方町益坂、田、723平米。同じく2ほかといたしまして、田15筆、9,085平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇、ほかに10名となります。転用目的は工場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、許可を適当と認めた場合、本案件は3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会での確認を経て、許可が適当と認められた場合に許可書を交付まふ。許可日は県による開発行為の許可日と同日となります。また、転用後の地目は宅地となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番柚木です。

地図は15、16になります。場所は〇〇〇〇になりますか。ちょうど南側の川沿いから中の田んぼの中の道にかけての一角です。一応、これはもう3か月ぐらい前から調整に入って、円満に全部解決して、水路の変更まで了解取ってますから問題ないと思います。よろしく審議のほどお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 な し 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、こ の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 い た し ま す。

続 き ま し て、525番の件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 525-1、鴨 方 町 六 条 院 中、田、89平 米。同 じ く 2、鴨 方 町 六 条 院 中、田、131平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。転 用 目 的 は 一 般 住 宅 で、施 設 の 概 要 は 〇〇〇〇で す。農 地 区 分 は 第 2種 で す が、目 的 を 達 成 で き る ほ か の 土 地 は あ り ま せ ん。一 般 基 準 上 も 問 題 な く、許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。な お、転 用 後 の 地 目 は 宅 地 で す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次に、私から補足説明をさせていただきます。

位 置 図 は 17か ら 18ペ ー ジ で あ り ま す。525-1、2は 〇〇〇〇よ り 南 に 約 250メ ー ト ル の と こ ろ に 位 置 し ま す。〇〇〇〇よ り 東 に 行 く 道 は 広 く 拡 張 さ れ て お り ま し て、そ の 宅 地 予 定 の す ぐ 横 を 通 る よ う な 広 さ の 道 に な っ て お り ま す。ま た、計 画 し て い る 近 く に 奥 さ ん の 実 家 が あ り ま す の で、こ の 場 所 に 決 め た そ う で あ り ま す。よ ろ し く ご 審 議 の ほど お 願 い い た し ま す。

た だ い ま 説 明 を い た し ま し た。

質 疑 は あ り ま せ ん か。

委 員 な し 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

そ れ で は、こ の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、許 可 す る こ と に 決 定 い た し ま す。

続 き ま し て、528番の件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 失 礼 し ま す。番 号 528-1、鴨 方 町 益 坂、畑、496平 米。同 じ く 2、鴨 方 町 益 坂、畑、334.18平 米。譲 受 人 は、〇〇〇〇。譲 渡 し 人 は、〇〇〇〇。転 用 目 的 は 露 天 駐 車 場 で、施 設 の 概 要 は 〇〇〇〇。農 地 区 分 は 第 2種 で す が、目 的 を 達 成 で き る ほ か の 土 地 は ご ざ い ま せ ん。一 般 基 準 上 も 問 題 な く、許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す。な お、転 用 後 の 地 目 は 雑 種 地 で す。よ ろ し く お 願 い い た し ま す。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員 7番柚木です。
地図は19、20ページです。場所は〇〇〇〇の前から北側に農免道に出る途中で
す。ちょうど山陽道の手前ぐらい。この周りは工場ができています。駐車場という格
好で、了解取ってますから問題ないと思いますからよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質 疑 は あり ませ ん か。
委 員 な し 声
議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。
そ れ で は 、 こ の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か。
委 員 異 議 な し 声
議 長 異 議 な し と 認 め 、 許 可 す る こ と に 決 定 い た し ま す。
続 き ま し て 、 5 2 0 番 の 件 に つ い て 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す。
事 務 局 失 礼 し ま す 。 議 案 書 は 6 ペ ー ジ に な り ま す の で お 開 き く だ さ い。
議 案 第 1 0 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て (賃 貸 借 権 設 定) 。 令 和
6 年 3 月 1 5 日 提 出 。
番 号 5 2 0 、 鴨 方 町 本 庄 、 畑 、 8 4 5 . 1 9 平 米 。 借 受 人 は 、 〇 〇 〇 〇 。 貸 出 人
は 、 〇 〇 〇 〇 、 ほ か 1 名 。 転 用 目 的 は 露 天 駐 車 場 で 、 施 設 の 概 要 は 〇 〇 〇 〇 。 農 地 区
分 は 第 2 種 で す が 、 目 的 を 達 成 で き る ほ か の 土 地 は あ り ま せ ん 。 一 般 基 準 上 も 問 題 な
く 、 許 可 要 件 を 満 た し て い る と 考 え ら れ ま す 。 な お 、 転 用 後 の 地 目 は 雑 種 地 で す 。 よ
ろ し く お 願 い い た し ま す 。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員 7番柚木です。
地図は21、22ページ、場所は県道、農免道の〇〇〇〇、〇〇〇〇を超えて点滅
信号があつて、手前のちょっと南側の一角です。この周りぼやが毎年あるところ
です。雑草が生えとりますが、駐車場として使用するそうです。特に問題ないと思
いますからよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質 疑 は あり ませ ん か。
委 員 な し 声
議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。
そ れ で は 、 こ の 件 に つ い て ご 異 議 あ り ま せ ん か。
委 員 異 議 な し 声
議 長 異 議 な し と 認 め 、 許 可 す る こ と に 決 定 い た し ま す。
議 案 第 1 1 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 に つ い て を 議 題 と し ま す 。
事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。
な お 、 〇 〇 〇 〇 委 員 、 〇 〇 〇 〇 委 員 が 当 事 者 と な っ て お る 案 件 が あ り ま す 。 農 業 委
員 会 法 第 3 1 条 の 規 定 に よ る 議 事 参 与 の 制 限 に よ り 、 両 委 員 に は 当 該 案 件 の 審 議 が 終

了するまで退席をお願いいたします。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 退場)

議 長 それでは、お願いします。

事務局 失礼します。議案書は7ページから9ページになります。

議案第11号農用地利用集積計画につきまして、令和6年3月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号50番から65番の16件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は9名と1法人、農地は26筆です。更新が15筆、新規が11筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が5筆、3年以上6年未満が14筆、10年以上が7筆の以上となります。

次に、10ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田1万5,419平方メートル、畑7,070平方メートル、計2万3,489平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ ん か。

委 員 な し 声

議 長 質 疑 な し と 認 め ま す。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異 議 な し 声

議 長 異 議 な し と 認 め、 承 認 す る こ と に 決 定 い た し ま す。

両委員に入室をしてもらってください。

(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 入場)

議 長 両委員に報告いたします。

議案第11号は承認されました。

議案第12号浅口市農業委員会規程及び浅口市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する訓令についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は別冊になりますのでお開きください。

議案第12号浅口市農業委員会規程及び浅口市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する訓令について。令和6年3月15日提出。

浅口市農業委員会規程及び浅口市農業委員候補者評価委員会設置規程の一部の改正ということをございますけれども、さきの委員会でご報告いたしましたが、市役所の組織改編、とりわけ両支所の役割を見直しというのがございまして、両支所にあります産業建設課を廃止するということになっております。そのため、農業委員会に関わ

る部分での所要の改正を行うものでございます。

議案書の3ページ目、一番最後のページをご覧いただきたいのですが、こちらのほうに新旧対照表ということでつけさせていただいております。一番これが分かりやすいかなと思うのですが、まず農業委員会の規程についてでございますけれども、これまで両支所のほうに農業委員会の事務を行えるよう兼務になるんですけど書記を配置しておったのですが、以後は両支所での事務は行わないということになりまして、不要になります規定を削除するというものでございます。それから、農業委員候補者評価委員会の設置規程についてでございますけれども、農業委員の評価委員として充てておりました職の一部がここで廃止する予定でございまして、委員の構成を見直すということでございます。これまで両支所長は部長職ということで配置しておりましたが、4月以降は課長職で所長というのは引き続きおるというようなことでございます。こういうことについて所要の改正を行いたいというところでございます。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、決定いたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第4号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになりますのでお開きください。

報告第4号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年3月15日提出。

番号517-1、金光町八重、田、320平米。同じく2、金光町占見新田、田、982平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年2月1日、引渡し年月日は令和6年2月29日です。

番号518、金光町占見新田、田、758平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和6年1月30日、引渡し年月日は令和6年2月29日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

事務局 報告第5号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は12ページになりますのでお開きください。
報告第5号農地法施行規則該当転用届について。令和6年3月15日提出。
番号519、金光町地頭下、田、975平米のうち48.75平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種です。
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないですので、報告を受けたこととします。
日程第5、その他に移ります。
事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

事務局 ①農地賃借料情報について
②令和6年度の最適化活動の目標設定について
③次回の農業委員会について
④活動記録簿の提出について

委員 ①相続登記の広報について
②事務局の移転について

議長 それでは、ないようですので、委員会を以上で閉会とします。
ご苦労さまでした。

閉会（午後2時12分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩